

## みなし登録電気工事業者 電気工事業開始の届出

建設業法第3条第1項の規定による許可を受け、電気工事業を開始した時は、遅滞なく都道府県知事または経済産業大臣(産業保安監督部長)に届け出をしなければなりません。

徳島県のみ営業所を設置する場合は、下表の届出書類を提出してください。

※手数料は不要です。

### ◆ 届出書類一覧表

個人の場合	法人の場合
・電気工事業開始届出書(様式第18(第24条))	・電気工事業開始届出書(様式第18(第24条))
・誓約書(施行規則2-2-1(個人))	・誓約書(施行規則2-2-1(法人))
・申請者の住民票等	・履歴事項全部証明書
・建設業の許可通知書の写し	・建設業の許可通知書の写し
【主任電気工事士を雇用する場合】 ・雇用証明書 ・誓約書(施行規則2-2-2(主任電気工事士)) ・主任電気工事士の住民票等	【主任電気工事士を雇用する場合】 ・雇用証明書 ・誓約書(施行規則2-2-2(主任電気工事士)) ・主任電気工事士の住民票等
主任電気工事士が	主任電気工事士が
【第一種電気工事士の場合】 ・第一種電気工事士免状の写し (講習受講記録を含む)	【第一種電気工事士の場合】 ・第一種電気工事士免状の写し (講習受講記録を含む)
【第二種電気工事士の場合】 ・第二種電気工事士免状の写し ・主任電気工事士等実務経験証明書(様式1または2) ※下記注意4を参照	【第二種電気工事士の場合】 ・第二種電気工事士免状の写し ・主任電気工事士等実務経験証明書(様式1または2) ※下記注意4を参照

### ◆ 注意

- 住所  
【個人の場合】住民票等の住所を記入  
【法人の場合】履歴事項全部証明書に記載されている住所を記入
- 氏名又は名称  
【個人の場合】氏名を記入  
【法人の場合】法人名及び代表者名を記入
- 住民票等とは  
住民票のほか、官公署が発行した住所、氏名がわかる証明書のコピー等を提出してください。  
(例:運転免許証やマイナンバーカード表面のコピー等)  
マイナンバー(個人番号)が記載されたものは受理できませんのでご注意ください。
- 住民票等、履歴事項全部証明書  
原則、発行日付のあるものは申請日の6ヶ月前以降の書類を提出してください。  
運転免許証等については、有効期限内のものを提出してください。
- 主任電気工事士等実務経験証明書  
第二種電気工事士免状の取得後、登録電気工事業者もしくはみなし登録電気工事業者のもとで、3年以上の一般用電気工作物等の電気工事の実務経験を有することが必要です。  
※申請者以外の第三者である個人又は法人の証明書には、個人印又は法人印の押印が必要です。
- 記載を訂正した場合は訂正箇所を二重線で訂正してください。